その顧客の支払等に係る電子決済手段等の移転等を行ったときは、当該顧客から提示を受けた許可証等又は輸入承認証の裏面の「銀行等、資金移動業者又は電子決済手段等取引業者等の記載欄」に当該支払等に係る為替取引又は当該支払等に係る電子決済手段等の移転等を行った年月日、金額及び確認を行った者を記入の上、当該許可証等又は輸入承認証を当該顧客に返還するものとする。

（換算の方法）

第十三条　令第六条第一項、令第六条の二第三項若しくは令第七条の二に規定する支払等、令第十六条第一項に規定する特定資本取引に係る支払等又は令第十八条第一項に規定する役務取引のうち電子決済手段等（法第六条第一項第九号に規定する電子決済手段等をいう。以下同じ。）によりされるものについて、当該規定を適用する場合における本邦通貨と電子決済手段等との間又は異種の電子決済手段等相互間の換算は、当該規定においてその額について当該換算をすべき支払等又は取引が行われる日の属する月の前月の末日の当該支払等又は取引の対象となる電子決済手段等の相場を用いる方法その他の合理的と認められる方法により行うものとする。

2　令第六条の二第二項に規定する支払等のうち電子決済手段等によりされるものについて、当該規定を適用する場合における本邦通貨と電子決済手段等との間又は異種の電子決済手段等相互間の換算は、当該規定においてその額について当該換算をすべき支払等が行われる日における当該支払等の対象となる電子決済手段等の相場を用いる方法その他の合理的と認められる方法により行うものとする。

第十四条　令第六条第一項に規定する支払等又は令第十八条第一項に規定する役務取引のうち外国通貨又は電子決済手段等以外の財産的価値（動産及び不動産を含む。以下「その他の財産的価値」という。）によりされるものについて、当該規定を適用する場合における本邦通貨とその他の財産的価値との間の換算は、当該規定においてその額について当該換算をすべき支払等又は取引の対象となるその他の財産的価値の時価等の額を用いて行うものとする。

2　令第六条の二第二項に規定する支払等のうちその他の財産的価値によりされるものについて、当該規定を適用する場合における本邦通貨とその他の財産的価値との間の換算は、当該規定においてその額について当該換算をすべき支払等又は取引の対象となるその他の財産的価値の時価等の額を用いて行うものとする。

（換算の方法）

第十三条　令第六条第一項に規定する支払等及び令第十八条第一項に規定する役務取引のうち暗号資産によりされるものであつて、当該規定を適用する場合における本邦通貨と暗号資産との間又は異種の暗号資産相互間の換算は、当該規定においてその額について当該換算をすべき支払等が行われる日の属する月の前月の末日の当該支払等の対象となる暗号資産の相場を用いる方法その他の合理的と認められる方法により行うものとする。

2　令第六条の二第二項に規定する支払等のうち暗号資産によりされるものであつて、当該規定を適用する場合における本邦通貨とその他の財産的価値との間の換算は、当該規定においてその額について当該換算をすべき支払等又は取引の対象となるその他の財産的価値の時価等の額を用いて行うものとする。

第十四条　令第六条第一項に規定する支払等及び令第十八条第一項に規定する役務取引のうち外国通貨又は暗号資産以外のその他の財産的価値（動産及び不動産を含む。以下「その他の財産的価値」という。）によりされるものについて、当該規定を適用する場合における本邦通貨とその他の財産的価値との間の換算は、当該規定においてその額について当該換算をすべき支払等又は取引の対象となるその他の財産的価値の時価等の額を用いて行うものとする。

2　令第六条の二第二項に規定する支払等のうちその他の財産的価値によりされるものであつて、当該規定を適用する場合における本邦通貨とその他の財産的価値との間の換算は、当該規定においてその額について当該換算をすべき支払等又は取引の対象となるその他の財産的価値の時価等の額を用いて行うものとする。

備考　表中の［　］は注記である。

別紙様式第1から別紙様式第3までの様式中「暗号資産交換業者」を「電子決済手段等取引業者等」に改め、別紙様式第3中「は、外国為替及び外国貿易法第25条第1項」の下に「又は第6項」を加え、別紙様式第4及び別紙様式第6中「暗号資産交換業者」を「電子決済手段等取引業者等」に改める。

（輸入貿易管理規則の一部改正）

第二条　輸入貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「暗号資産交換業者」を「電子決済手段等取引業者等」に改める。

（外国為替及び外国貿易法第六十八条第二項に規定する証票の様式を定める省令の一部改正）

第三条　外国為替及び外国貿易法第六十八条第二項に規定する証票の様式を定める省令（昭和四十四年通商産業省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

様式中「（罰則）」を「第9章　罰則」に、「該当するときは、その違反行為をした者は」に、「した者」を「したとき。」に、「十二」を「十三」に、「十一」を「十二」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年六月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の貿易関係貿易外取引等に関する省令別紙様式第1から別紙様式第3まで、別紙様式第4及び別紙様式第6並びに輸入貿易管理規則別表第一による申請書並びにこの省令による改正後の外国為替及び外国貿易法第六十八条第二項に規定する証票については、当分の間、この省令による改正前の貿易関係貿易外取引等に関する省令別紙様式第1から別紙様式第3まで、別紙様式第4及び別紙様式第6並びに輸入貿易管理規則別表第一による申請書並びにこの省令による改正前の外国為替及び外国貿易法第六十八条第二項に規定する証票の様式を定める省令による証票を取り繕い使用することができる。